

協議第26号

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

納税関係事業の取扱いについて(その2)

納税関係事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

- ・コンビニエンスストアでの市税収納

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	6 コンビニエンスストアでの市税収納
調整方針	新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 → 平成 19 年度課税分から実施予定 ・市県民税・固定資産税 → 平成 20 年度課税分から実施予定 <p>2. 利用可能店舗 約 4 万店舗（全国利用可）</p> <p>3. 収納委託手数料（19 年度） 57.75 円／1 件（税込）</p> <p>4. 事業費 平成 18 年度予算額 35,590 千円 （収納システム等の開発経費）</p>	該当なし	<p>新市の事業として継続する。 ただし、電算システムの開発が整い 次第実施する。</p>